

那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民の安心と安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号で定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とする設備及びその附属設備をいう。ただし、建築物の屋根、屋上、壁面等に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備を設置する事業（設置に伴う伐採、盛土、切土、埋土、その他造成工事等を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電及び太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、継続的又は一体的に設置事業若しくは発電事業を行う土地を含み、その場合は事業区域面積、発電出力を合算する。）をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物
- (7) 近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地の上に存する建築物を所有する若しくは当該建築物に居住する者
 - イ 事業区域の境界からおおむね300メートル（太陽光発電設備の発電出力が50キロワット未満の場合は、100メートル）の区域内に居住する者及び当該区域内において事業を営む者
 - ウ その他市長が必要と指定した者

(適用範囲)

第3条 この条例は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に適用する。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、この条例及び関係法令を遵守し、災害の発生を防止するための措置を講じるとともに、太陽光発電設備

及び事業区域について適切に管理しなければならない。

2 事業者は、自然環境の保護、生活環境の保全及び良好な景観の形成に十分に配慮しなければならない。

3 事業者は、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 事業区域の土地所有者は、事業者が事業区域を管理できなくなったときは、事業者に代わり当該区域を適正に管理しなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するために、太陽光発電設備の導入を抑制すべきと判断した区域を規則で定めるところにより抑制区域として指定し、当該区域では設置事業及び発電事業を行わないよう事業者に協力を求めることができる。

(事業の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、市内で事業者になることができない。

(1) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者

(2) 前号の者と密接な関係を有すると認められる者

(事前協議)

第9条 事業者は、設置事業又は発電事業を実施しようとするときは、規則で定める事項を市長に届け出て、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、事前協議が終了したときは、事業者へ協議終了の通知をするものとし、必要に応じて、その通知に意見を付すことができる。

(近隣関係者への説明)

第10条 事業者は、第12条第1項の規定による届出をする前に、設置事業及び発電事業に関する説明会を開催し、近隣関係者の理解を得るように努めなければならない。ただし、太陽光発電設備の発電出力が50キロワット未満の場合は、説明会に代わる手段で説明することができる。

2 事業者は、前項に規定する説明会又は説明の他に、近隣関係者からの質問、苦情、要望、懸念等を電話、ホームページ等で受け付け、寄せられた意見等には誠実に対応しなければならない。

3 事業者は、事業計画の変更又は事業者の変更があったときは、規則で定めるところにより説明会を開催しなければならない。

4 事業者は、第1項及び前項の規定による説明会又は説明及び周知を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(同意)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業について、第2条第7号アのうち事業区域の境界線に接する土地を所有する者(事業区域の境界線に接する土地が同一又は共同の関係にあると認められる事業者の所有であるとき又は公有地であるときは、当該土地をはさんで接する土地を所有する者)の同意を得なければならない。

い。ただし、規則で定める同意を得られない理由があるときは、この限りでない。

(実施協議)

第12条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該事業に係る工事に着手しようとする60日前までに、規則で定める事項を市長に届け出て、協議しなければならない。

2 市長は、実施協議が終了したときは、事業者へ実施協議終了の通知をするものとし、必要に応じて、その通知に意見を付すことができる。

3 事業者は、前項に規定する協議終了後、届け出た内容に変更等が生じた場合は、速やかにその旨を市長へ届け出て、改めて協議をしなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協定の締結)

第13条 事業者は、実施協議が終了したときは、速やかに地域振興との調和を図るとともに自然環境の保護及び災害の発生の防止を目的とした協定を市長と締結するものとする。

2 事業者からその地位を継承した者（以下「事業継承者」という。）は、前項の規定による協定を継承するものとする。

(工事着手等の届出)

第14条 事業者は、設置事業に係る工事を着手、中止、再開、完了又は廃止するときは市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する中止、完了又は廃止の届出があったときは現地を確認し、是正すべき事項があれば事業者へ通知を行うものとする。

(事業者の管理義務)

第15条 事業者は、設置事業及び発電事業期間中は、規則で定める事項を表示した標識を事業区域内に掲示しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備に自然災害、事故、その他の異常があった場合は、速やかに対応し、市長へ報告しなければならない。

3 事業継承者は、継承に伴って変更が生じた場合は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出るとともに、第1項の規定による標識を変更し、掲示しなければならない。

(事業の終了、撤去及び処分)

第16条 事業者のうち発電事業を行う者は、発電事業を終了するときは、速やかに市長に届け出るとともに、関係法令に基づき、適正に太陽光発電設備を撤去及び処分しなければならない。

2 前項の事業者は、同項に規定する撤去及び処分に要する資金を確保するための計画を、規則で定めるところにより市長へ届け出るとともに、その計画の状況を定期的に報告しなければならない。

3 第1項の事業者は、同項の届出をした後に、近隣関係者へ太陽光発電設備の撤去及び処分の方法について周知しなければならない。

4 第1項の事業者は、同項の撤去及び処分が完了したときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

5 市長は、前項の報告があったときは現地を確認し、是正すべき事項があれば事業者へ通知を行うものとする。

(市の調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、職員に事業区域若しくは事業者の事務所等に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な調査があるときは、関係行政機関に照会し、協力を求めることができる。

3 第1項の規定により立入り調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置を講じるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置を講じるよう勧告を行うことができる。

(1) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わない場合

(2) 第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による協議をせず又は虚偽の協議をした場合

(3) 第12条第2項の規定による通知を受ける前に、設置事業に係る工事に着手した場合

(4) 第12条第3項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合

(5) 第15条の規定による事業者の管理義務を果たさない場合

(6) 第16条第1項、第3項又は第4項の規定による発電事業を終了するときの義務を果たさない場合

(7) 前条第1項の規定による報告を正当な理由なく拒み、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による立入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所又は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の規定は、施行日前に工事が完了している設置事業については、第9条、第10条第1項、同条第2項、第11条、第12条第1項、同条第2項及び第14条の規定は適用しない。
- 3 この条例の規定は、施行日前に工事に着手し、かつ、工事が完了していない設置事業については、第9条、第10条第1項、同条第2項、第11条、第12条第1項及び同条第2項の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行日から60日後までに設置事業に係る工事に着手しようとする事業者は、第12条第1項中「設置事業に係る工事に着手しようとする60日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替える。